

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和6年12月10日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400123号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2400040号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和44年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成7年12月上旬から平成10年10月下旬まで

私は、A社において、平成7年10月から数か月の試用期間後、正社員となった。同社における厚生年金保険の記録がないが、平成7年11月まで国民年金保険料を納めており、平成10年11月にB事業所を開業したので、請求期間において、厚生年金保険に加入していたと思う。給与から厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主及び請求期間に同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚は、請求者が正社員として勤務していた旨回答又は陳述している上、C健康保険組合は、請求者の加入記録について、A社を勤務先として平成7年12月1日に被保険者資格を取得し、平成10年10月6日に被保険者資格を喪失している旨回答していることから、請求者は、平成7年12月1日から平成10年10月6日までの期間について、同社において勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、当時の事業主は既に死亡しており、請求期間に係る資料を保管していないため、請求者の厚生年金保険被保険者資格に係る届出について不明である旨回答している。

また、請求者から提出されたA社の集合写真に写っている同僚のうち請求者が名を挙げた複数のD職について、同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、当時、同社は、必ずしも全ての職員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった状況がうかがえる。

さらに、請求者の厚生年金保険に係る届出について、A社の事業主から厚生年金保険被保険者資格取得届(以下「資格取得届」という。)が提出された場合には、その後、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び厚生年金保険被保険

者資格喪失届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届について記録していないとは、通常の事務処理では考え難い。

これらのことから、A社の事業主が請求者に係る資格取得届を社会保険事務所に提出したとは認められない。

加えて、A社は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している上、請求者は、給与明細書等の資料を所持していないことから、厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。